

【研究ノート】

小西信八の「手話」観、「手真似」観

「小西信八の聾教育論－言語教育方法を中心に－」の
考察を中心に

西野 淑子

1. はじめに

小西信八は、明治、大正期に40年にわたって盲聾教育に従事した人物である。明治19（1886）年1月、文部局訓盲啞院掛専務を申し付けられ、翌年10月教諭兼幹事となり、明治23（1890）年10月には校長心得を命じられた。そして、26（1893）年9月に校長となり、大正14（1925）年3月に病気退職するまでの間、東京盲啞学校、東京聾啞学校の校長を務めたのである（1）。

前田（1994）は、「小西が手話を否定している記述は多い」（2）とし、その例として、小西信八の「訓辞」（3）と「読方」（4）を挙げている。また、樋口長市の「正誤弁」（5）には、「小西が手話に反対していたこと」が書かれていると紹介した。

小西は前田が言うように、手話を否定していたのだろうか。本稿では、前田が用いた資料および関連資料を確認することにより、小西の「手話」観、「手真似」観を考察したい。

2. 時代区分

小川（1995）（6）は、小西の生涯を次の7期に区分している。（右端〔 〕内

の年齢は数え年。和暦と西暦および第3期の「訓盲啞院・」は引用者が加筆した。）

第1期 修学時代 [1～26歳]

嘉永7（1854）年～明治12（1879）年

第2期 師範学校教諭時代 [26～32歳]

明治12（1879）年～明治18（1885）年

第3期 訓盲啞院・東京盲啞学校教諭時代 [33～39歳]

明治19（1886）年～明治26（1893）年

第4期 東京盲啞学校長時代（1）

[40～45歳]

明治26（1893）年～明治31（1898）年

第5期 東京盲啞学校長時代（2）

[46～57歳]

明治32（1899）年～明治43（1910）年

第6期 東京聾啞学校長時代 [57～72歳]

明治43（1910）年～大正14（1925）年

第7期 晩年 [72～85歳]

大正14（1925）年～昭和13（1938）年

ちなみに、第3期において訓盲啞院が東京盲啞学校と改められたのは、明治20（1887）年10月である。

また、第4期と第5期はいずれも東京盲啞学校長時代であるが、小川は欧米留学を境に二つに分けている。小西が盲啞教育の研究のために文部省の派遣で欧米へ留学したのは、明治29（1896）年12月

末から31(1898)年9月末であり、小川は帰国までを第4期、帰国後を第5期とした。両時期では小西の取り組みに違いがみられるため、東京盲啞学校長時代を二つに分けたのだらうと考えられる。これは、小西の聾啞教育観も欧米留学を機に変化した可能性があるということであり、本稿でもこの時代区分を用い、それぞれの資料がどの時期に書かれたものか意識することに努めた。

なお本稿では、引用元の旧字は新字に、歴史的仮名遣いは現代的仮名遣いに直して引用した。また、一部の送り仮名等に修正を、一部の字間に空白を加えている。

3. 「手真似」と「手話」の関係

3.1 「手真似」とは

前田が引用した「訓辞」と「読方」はいずれも『小西信八先生存稿集』に収められており、第5期の著作である。ここでは「手真似」という言葉が用いられ、「手話」という言葉はみあたらない。では、小西が用いた「手真似」とはどのような意味だったのだろうか。

小西は第5期の著作「聾啞教授法の五大別」(7)(『小西信八先生存稿集』)で、聾啞教授法として「手真似法」、「指字法」、「発音法」、「聴音法」、「合併法」の5つを挙げ、「手真似法」については次のように述べている。

手真似法(The Manual Method)は生徒を教えるに手真似、指字及び筆談を以て重要な方便として、心意の発達文書の了解、筆談の自在を与えるを以て結局の目的とす 手真似、指字及び筆談

を用いる割合は各校相違を免れざれども其目的に至りては同一なり 手真似に自然のと人為のとあり、承知を示すため頭を上下に動かし、不承知を示すため頭を左右にふる如きは各人が同一を約せずして同一に用いる類を自然と言ひ、我聾啞生は父親を示すに拇を用ひ母親を示すには子指を用いるに、英国聾啞生は善を示すに拇を用ひ悪を示すに子指を用いる類を人為という(8)

このことから、当時、教育用語としては「手真似」が用いられたことがうかがえる。そして小西は、「手真似」には「自然」のものと「人為」のものがあると考えていた。

ここで示された「自然」の例は、今日から見れば妥当とはいいいくいが、当時のとらえ方を知るうえで興味深い。

3.2 「手話」を否定しているとした例(1)

前田(1994)は、「小西が手話を否定している記述は多い」(9)とし、第6期にあたる『殿坂の友』第16号、「講堂講話」の中の「訓辞」にみられる「手話愈多ければ、修業愈少し」という言葉を紹介している。この部分を、その少し前から引用する。「愈」は「いよいよ」と読む。下線部は引用者による。

本校卒業生と雖ども寄宿舎へ無断に出入せないうで入るには舎長に來意を告げ、許可を請ひ歸るには亦暇を告ぐるを例とし度し、又本校に來る時も無断に各教室へ入る事なく、先ず校長初め職員に來意を告げ、面会の用事有る時、受持教員に面会の用なる生徒に面会の許可を得て後面

会するを例とし、急用に非れば休憩時間を待て面会すべく、面会には成るべく応接所に於てし各教室の妨を避くる様心掛けられたし。又現在生徒も教員の許可なくして外来訪客に面会せざる心掛有りたし。一日と一五日とに来校の旧卒業生諸君に於ても妄に各教室に入り手話をして修業を妨げざる様心掛けられたし。

手話愈多ければ、修業愈少し。(10)

ここでは「手真似」は用いられず、「手話」が用いられている。前田はこの部分を、「卒業生に対しては来校した時に教室に入って手話をするのは迷惑であるから無断で寄宿舎や教室に入らぬよう指示」(11)したものだにとらえ、「小西が手話を否定している」と解釈した。しかし、当時の「手話」が現在の「手話」と同義であると考えてよいのだろうか。

3.3 「手話」とは何か

「訓辞」とよく似た場面で「手話」の言葉が用いられている例がある。片桐貞吉が書いた「啞生申合せ」にみられる例で、これは第4期に発行された『啞生同窓会報告』第2回に収められている。片桐は東京盲啞学校啞生同窓会を設立した三人のうちの一人で、初代会長を務めた人物である。

「啞生申合せ」には23か条の注意事項が書かれているが、第5条、第15条、第17条に「手話」という言葉がみられるため、この部分を次に引用する。(平仮名部分は原文では片仮名。)

第五 男生と女生と外出して道に立ちて手話して居る可らず

第十五 男女啞生は其両親兄弟等が貧困なる事、懲罰を受けたる事業の悪事を他の啞生徒に手話致す可らず

第十七 啞生徒諸君が道を歩行して家作の新古着物の美悪と人の貧富貴賤を笑いて手話す可らず (12)

「訓辞」と「啞生申合せ」の例は、いずれも「手話はいけませんが、口話や筆談ならいい」という意味ではないようである。こういった話をする事自体がよくないのであり、伝達形式の一つである「手話」を選択することを禁じたものではないといえよう。

では、ここで使われた「手話」の意味は何なのか。なぜ「手真似」が使われなかったのか。「手話」は「しゅわ」と読むのか、「てばなし」と読むのか。

このように、「手話」の意味が曖昧なため推測の域を出ないが、「訓辞」の例をもって、「小西が手話を否定している」と考えるのは適当ではないと考える。

4.小西の「手真似」観

4.1「手話」を否定していた例(2)

前田(1994)は、「以下の記述も手話を否定する小西の考えを示すものである」(13)とし、第5期の「読方」(『小西信八先生存稿集』)から次の部分を引用している。これは、「小西校長が啞生教員練習科生に対し講演されたるものの抄録」(14)に収められたものである。(下線は引用者による。下線部の「言話」は、「言語」の誤植の可能性がある。)

聾啞に言語を教えるに二法あり、符牒（手マネ）を用いると尋常の言語を用いると是なり、聾啞は吾人交際上最も要用にして最も簡便の言語を欠きたり、然れども特別の教育を受けざるも符牒を用いる時は相通ず、或は通ぜざることあり、符牒は言語の根源にして言話の便あるに及んで廃せられたるものなり、故に文化の度卑き所には言語少くして符牒多し。(15)

符牒に自然と人為との二あり、自然の符牒は各国聾啞殆んど皆相通ずるものにして国の異同言語の相違は少しも妨無きが如し（後略）

引用文の最初に「符牒（手マネ）」とあることから、ここで用いられている「符牒」は「手真似」と同義であると思われる。前田は下線部を指し、「手話（符牒）は『言語の便あるに及んで廃せられたるものなり』という言辞から手話主義者ではないことが明白である」(16)と述べた。しかし、この記述だけから判断するのは早計ではないだろうか。

4.2 言語教育における「手真似」の使用

前田が「読方」から引用した部分とほぼ同内容の記述が、第3期の「聾啞教育」(17)にもみられる。それらと比較すると、第5期では「符牒（手マネ）」と書かれたものが、第3期では「符牒」となっている。また、第5期の「符牒に自然と人為との二あり」の部分は、第3期では「人為」ではなく「人造」となっており、用語に若干の変化があったことがうかがえる。また、「自然の符牒は各国聾啞殆んど皆

相通ずるものにして国の異同言語の相違は少しも妨無きが如し」の部分は第3期にもみられ、欧米留学を経ても「自然の符牒」のとらえ方は変わらなかったのではないかと推察できる。

さて、小西の「手真似法」観は、第3期の著作「聾啞教育附発音教授」の次の部分によく表れていると思う。（平仮名部分は原文では片仮名。）

（前略）是等の言語を初て解釈するには、（中略）之には彼等は勿論、吾人も多く慣用する手真似あり、最初には此手真似を以て解釈するも可なり、啞生に言語を教えるに手真似を以てするは甚だ望ましき事に非らざれども、慣用の久しき劇に之を禁止するも彼輩の為め得策にあらず、故に之を以て言語を了解せしめたる後は断じて之を禁止すべし。然らざれば先入主となり、易きに馴れて言語を実用すること少なく、従いて成功を見ること難しとす、若夫れ啞生の為めに新に手真似を工夫する如きは予は断じて無益の労と言わんのみ。(18)

このように、最初に「手真似」を使って説明するのはいいが、言語がわかるようになれば「手真似」を禁止すべきだと小西は主張した。その理由は、先に手話を用いてしまえばいつも楽な手話を使用するようになり、「言語」が身に付かなくなってしまうと考えたからである。

これとよく似た例として、第5期の「聾啞の父母の心得」（『小西信八先生存稿集』）が挙げられる。そこには父母の心得が16項目書かれているが、そのうち「手真似」の言葉がみられる3項目を次に引

用する。

(2) 手真似、符牒に慣れ互いの意味の交換を自在ならしむる工夫を要す。

(6) 夙に言語を教えることを努め、既に言語を使用するに至りては手真似符牒を廃止することを努むべし。(後略)

(10) 手真似には種々ありと雖ども、之を大別すれば人為と自然との二つとす。

人為とは各国に於て異なるも、自然の方は殆んど一様なるを云う、自然の方は常人も之を使用し、各国にも通ずる如きものなれば之を奨励するは可なれども、人為の方は成る可く早く之を廃し、発音又は筆談に熟せしむるを宜しとす、快、痛、諾、否の如きは通常人も之を容貌に顕わすことあり、母親が幼児に接する時に自ら使用するもの亦少からず、此の如きは禁ぜざるも可なり。(19)

(2)では「手真似、符牒」、(6)では「手真似符牒」、(10)では「手真似」が使われており、やはり用語は定まっていない。これをみれば、小西は「互いの意味の交換を自在」にするために「手真似」を使用することは必要としていたことがわかる。また、「自然の方」は「常人」も使用するからとそれを容認し、「人為の方」は「成るべく早く之を廃し、発音又は筆談に熟せしむるを宜しとす」と述べ、なるべく早く「手真似」を廃止し、発音や筆談を上達させるのがよいとした。

「聾啞教育附発音教授」は学校教育、「聾啞の父母の心得」は家庭教育について書かれているため単純な比較はできないが、第3期と第5期の考え方に大きな違いは認められないようである。

以上から、小西は、言語がわかるようになれば「手真似」を禁止すべきだと考えていたが、最初に「手真似」を使って説明することは可としていたことがうかがえる。このような考え方をもって「手話を否定している」といえるだろうか。確かに、新たに「手真似」を工夫することには批判的であったが、「手真似」自体を否定していたわけではなかったと考えるべきであろう。

ところで、小西が「快、痛、諾、否の如き」を「自然の手真似」に大別できるとしたのは、「手真似」、「符牒」とは手を使って表すものに限らず、もっと広いものだととらえていたからではないかと想像できる。また、「符牒」が「手真似」よりも広い意味で使われた時期があった可能性もあり、このことについても今後考えていければと思う。

4.3 欧米留学後の「手真似」観

小西は欧米留学を経ても「自然の符牒」のとらえ方は変わらなかったようだとして述べた。しかし、「手真似」を擁護しなければいけないという思いは、欧米留学後むしろ強まっているようである。小西は、第5期には「手真似」の禁止について明確な批判を述べている。「聾啞教授法の五大別」(20)では、手話を否定したミラノ決議に対し、「此決議は果して聾啞自身に便利たり幸福たるか俄かに判じ難きものあり」と述べ、遠回しではあるがミラノ決議への疑問を呈した。そして、聾啞者同士の間にも「手真似」を厳禁しようとするのは「無用の干渉」であってむしろ「残酷の感」すら覚えるとし、「手真似」の厳禁は「教育者の単

純なる理論」であるとも批判している。

また、同じく第5期の「欧米聾啞の教育概観」(21)では、「独逸流」いわゆる「口話法」をやんわりと批判し、聾啞者にとっての「手真似」の廃止とは、日本人が日本語を禁止されたようなものだと述べている。さらに、「啞ばかりから出来て居る会」が独逸政府に向かって「手真似」を認めるよう建白したことに触れ、「独逸流」は聾啞者にとって喜ばしいことではないので、自分もその方法には躊躇していると心情を語っている。

さて、小西の「手真似」観を考えるにあたり、もう一つ触れておかなければならないことがある。それは、「手真似」の必要性を認識していた小西ではあるが、一方で「手真似」を見下したかのような表現も残していることである。4.1で紹介した「読方」の引用文には、下線部に続いて「文化の度卑き所には言語少くして符牒多し」(22)（文化が低い所では、言語が少なく符牒が多い）という記述があり、「聾啞教授法の五大別」には、「畢竟手真似は言語発達せざる野蛮の余習にして人文の進むに従い漸次廃止するもの」(23)（つまり「手真似」とは、言語未発達な野蛮な習慣の名残であり、文明が進むに従い廃止するものである）といった記述もみられる。小西のこの「手真似」観については、当時の社会や教育界における「手真似」観とも併せて考察していく必要があると考える。特に後の例は、「手真似」を擁護する論述の前置きとして書かれていることから、これは小西の考えというよりも、当時の一般的な考え方を書いたものという感じを受ける。

5. 樋口長市と東京聾啞学校

5.1 樋口長市からみた小西の言語教育観

前田(1994)は、「小西は手話論者であると誤解されていたこともあったようである」(24)とし、その例として樋口長市の「正誤弁」を挙げている。しかし、「正誤弁」からの引用はなく、「(樋口は)誤解を解くと題し、小西が手話に反対していたこと、挨拶程度は手話でやっていたのでそれが誤解されたのだろうと述べている」(25)とのみ紹介している。樋口は本当に「小西が手話に反対していた」と書いたのだろうか。

樋口長市は、小西の後任として東京聾啞学校長を務めた人物であり、「正誤弁」は『盲啞教育の師父 小西信八先生 小伝と追憶』に収められている。

樋口は「正誤弁」で、「時折耳にすることのある先生に対する誤解について、二三解明しようと思う」と述べ、その最大なる誤解は「先生を以て聾啞言語教育上の手話論者と為す誤解である。先生は手話論者ではなく、実は筆談論者であり口話論者であったのである」(26)と語っている。ここには「聾啞言語教育上の手話論者」と書かれてあり、「言語教育上の」という前置きがあることに注意する必要がある。

また、「正誤弁」には次のような記述も見られる。

畢竟するに、手話は自然的なるは教育的手段として用いるも可なれど、方法的
手話の如き教師の勝手に創造したるは排

すべく、聾啞者間の慣用的手話は、これを彼等の間に許すべくまた教育上にも利用すべしというのである。(27)

ここから読み取れるのは、小西は教師が勝手に創造した「方法的手話」は廃止するべきだと考えていたが、「自然的なる」手話、「聾啞者間の慣用的手話」を教育手段として用いることは認めていたと、樋口がみていたことである。つまり樋口は、小西を「聾啞言語教育上の手話論者」とみなすことは誤解だと述べているが、「小西が手話に反対していた」と述べているわけではない。

とはいえ、小西は「符牒」、「手真似」を「自然」と「人為」の二つに分けたが、樋口は「手話」を「自然的」、「慣用的」、「方法的」の三つに分けているため、樋口からみた小西の言語教育観が正しいかどうかは慎重に判断しなければいけないだろう。

ところで、『盲啞教育の師父 小西信八先生 小伝と追憶』は小西の追悼集であり、小西が永眠した3か月後の昭和13(1938)年10月に発行されている。これは、聾者関係の3団体(日本聾啞教育会、社団法人日本聾啞協会、東京聾啞学校同窓会)が追悼特集号を合同で編集し、それぞれの機関雑誌の付録別冊として発行したものである(28)。

樋口の「正誤弁」はその冊子に収められているのであるが、不思議なことに「正誤弁」には追悼の言葉がない。そのため、これが追悼集のために書かれたものだろうかという疑問が残る。冒頭に「他の寄稿者」(29)という言葉がみられることから、これが何らかの冊子に投稿するた

めに書かれたものであることは想像できるが、それがこの特集号のためだったという確信はもてない。いつ、何のために「正誤弁」が書かれ、それがなぜ追悼集に載ったのだろうか。逆に、もし特集号のために書かれたものだったならば、なぜ追悼の言葉がないのだろうか。

樋口は昭和12(1937)年に東京聾啞学校長の職を辞しており、翌年小西が永眠した頃には文部省視学委員として川井訓導事件に関わっている(30)。こういったことも「正誤弁」の謎と関わりがあるのかもしれない。

5.2 東京聾啞学校における「手話」の使用

「自然的手話」、「慣用的手話」、「方法的手話」について、東京聾啞学校『六十年史』では次のように説明されている。

抑も所謂手話は聾啞者には殆んど固有とも称すべき言語にして家庭にありてはその母及び周囲の人との間の交際は一にこれによりて行わる、しかも其方式極めて自然にして人為的の技巧に乏しく何人が見るも「成る程」と肯かるるが多し、世に自然的手話(Natural Sign)と称するもの即ちこれなり、而して斯かる語を有する聾啞者同志が相会する場合には、その語は漸次普通性を帯び来りて彼等社会共通の言語となりここに所謂慣習的手話(Conventional Sign)を生ず、然るにこれ等手話は一般の評の如く、「文法もなく文章にもならず」唯単語を一定の秩序なく羅列するのみ、従ってそのままにては常人に通用せざるは勿論之を文章に直訳するも亦用をなさず、是に於て文

法に適うよう品詞を分ち数性格等を附し普通の文章の順に排列したるが即ち所謂方法的手話 (Methodical Sign) にして、手話法 (中略) は即ちこれなり。(31)

つまり、誰が見ても「なるほど」とわかるのが「自然的手話」、聾啞者同士の社会共通の言語となったものが「慣習的手話」、文章の順に並べたものが「方法的手話」と考えられていたようである。

ここでは「慣用的手話」ではなく「慣習的手話」という言葉が用いられているが、すぐ後の段落には次のような記述もみられることから、この二つは同じ意味として用いられていた可能性が高いと考えられる。(「天爾波」は「てには」、つまり助詞の「てにをは」のことだと思われる。)

本校に於ても最初より自然的及慣用的手話を採用し来れり、然るに生徒の増加し慣用的手話の多きを加えるに従って取捨選択の必要を生じ、特に教授用語として読本の解釈をなすには天爾波を加え過去現在未来の時を示す語を加えざるべからざるより自然に方法的手話を馴成せり、教師等は常に手話の統一に注意し各自が工夫したる所及び生徒等が使用し居る所の内より適良なるを選びてこれを教授用語としたり (32)

ここからは、東京聾啞学校では最初から「自然的手話」、「慣用的手話」は用いられていたが、教授用語とするには助詞や時制を加えざるを得ず、次第に「方法的手話」が工夫されるようになったことが読み取れる。

ところで、忘れてはいけないのは、

『六十年史』には「発音及び口談」についての記述や、小西が「筆談主義」であったという記述もみられることである。「口話科の生徒には『発音日記』と題して之を持たしめて朱字を墨字に改むるによってその進歩を自覚せしめ」(33) といった記述もある。また先に述べたように、「手真似法」は「生徒を教えるに手真似、指字、筆談を以て重要な方便」とする教授法であり、「手真似」だけを用いる教授法ではないとされていた。

前田 (1994) は東京聾啞学校の様子が書かれた文献を引用し、「小西が手話を否定しているにもかかわらず、手話にとって替わる具体的な方法が存在なかったからか、実際東京聾啞学校では手話が主に使用されていたのである」(34) とまとめている。今、このまとめに対する評価を行うことは難しく、今後の課題の一つとしたい。

当時の学校における「手真似」、「手話」の使用状況はどうだったのか。また小西と他の教師間に考え方の相違はあったのだろうか。こういった点についても今後調べていければと思う。

6.おわりに

小西は、言語教育において全面的に「手真似」を使用する考えではなかったが、「言語」による意思疎通が困難な段階における「手真似」の必要性は認識していた。また、「手真似」の中でも、「自然」のものは重視し、「人為」のものには批判的であった。このように小西の「手真似」観は単純ではなく、「小西が手話を否定している」という前田の指摘は適当

ではない。

また、第3期、第5期に小西が用いた教育用語は「手真似」であった。この時期、「手話」という言葉が「手真似」とは別に用いられたことを考えると、この二つには使い分けがあったはずである。前田が「訓辞」で使われていた「手話」の例をもって考察を行ったことは適当ではなかったといえよう。

ところで、本稿で引用した小西の著作物等は第3期、第5期、第6期のものである。東京聾啞学校の『六十年史』は昭和10(1935)年の発行で、第7期にあたる。『六十年史』では「手話」のみが使われており、「手真似」の言葉はみあたらない。いつ、なぜ、「手真似」から「手話」に変わったのか。また、「手真似」という言葉が用いられた時代の「手話」は何を意味するのか。読み方は「しゅわ」か、「てばなし」か。そして当時の「手真似」は今日の「手話」とどう重なるのか。

さらにいえば、当時の学校では実際にどのような教授法が用いられていたのか。また学校生活において生徒たちはどのように「手真似」を使っていたのか。そしてそれらはどういう言葉で呼ばれていたのか。これらは今後の課題である。

本稿は、2013年3月23日に開かれた近畿聾史研究グループ「第12回講演会&勉強会」の予稿集に掲載されたレポートが元であり、「第12回講演会&勉強会」および日本聾史学会「2013聾史セミナーin広島」でいただいた助言を受けて加筆修正をほどこしたものである。

最後になりましたが、本稿の作成にあたりご助言をいただいた皆さまに、この

場を借りて厚くお礼を申し上げます。

7.引用文献

- (1) 東京聾啞学校『六十年史』昭和10(1935)年、369ページ
- (2) 前田朋子「小西信八の聾教育論 一言語教育方法を中心に一」『広島大学教育学部紀要第一部(教育学)』第43号、平成6(1994)年、61ページ
- (3) 「訓辞」(講堂講話)『殿坂の友』第16号、大正5(1916)年28~63ページ(東京聾啞学校同窓会誌 復刻『口なしの花』『殿坂の友』第2巻、明石書店、平成24(2012)年、360~395ページ)
- (4) 「説方」(明治38(1905)年)『小西信八先生存稿集』昭和10(1935)年、181~186ページ
- (5) 樋口長市「正誤弁」『盲啞教育の師父 小西信八先生 小伝と追憶』昭和13(1938)年、33~36ページ
- (6) 小川克正「小西信八年譜稿」岐阜大学教育学部治療教育研究室『治療教育研究紀要』第16号、平成7(1995)年、16~19ページ
- (7) 「聾啞教授法の五大別」(明治34(1901)年)『小西信八先生存稿集』昭和10(1935)年、89ページ
- (8) 同上、90ページ
- (9) 前掲(2)、61ページ
- (10) 前掲(3)、54ページ(復刻版386ページ)
- (11) 前掲(2)、61ページ
- (12) 片桐貞吉「啞生申合せ」、『啞生同窓会報告』第2回、明治27(1894)年、17ページ
- (13) 前掲(2)、61ページ
- (14) 「小西校長が啞生教員練習科生に対し講演されたるものの抄録(小西先生の口述を三浦浩氏が筆記せられたるものを更に石川倉次先生が借りて筆記せられたるもの)『小西信八先生存稿集』昭和10(1935)年、110~232ページ
- (15) 前掲(4)、183ページ
- (16) 前掲(2)、61ページ
- (17) 小西信八「聾啞教育」『大日本教育会雑誌』第81号、明治21(1888)年、877~878ページ、所蔵先:京都府立盲学校資料室
- (18) 小西信八「聾啞教育附発音教授」『大日本教育会雑誌』第83号、明治22(1889)年、135ページ、所蔵先:京都府立盲学校資料室
- (19) 「聾啞の父母の心得」『小西信八先生存稿集』

- 昭和10 (1935) 年、227~228ページ
- (20) 「然れども此決議は果して聾啞自身に便利たり幸福たるか俄かに判じ難きものあり、実に手真似は各国民が言語不通の外国に行き必要に迫られ種々の工夫をなし彼是相通せんことを勉むるは世の能く知る所にして米国印度人の如きは今尚互に手真似に依頼すること多しという、畢竟手真似は言語発達せざる野蛮の余習にして人文の進むに従い漸次廃止するものなれば学校に於て之を奨励するは教育の本旨に非るも聾啞同志の間にまで之を厳禁せんとするは無用の干渉にして寧ろ残酷の感なき能わず、されば我々は教育者の単純なる理論のみを傾聴し聾啞者自身の不利を顧みざる如きは宜しく避くべきことと信じ 好んで自ら種々の符牒を工夫して之を聾啞者に強いることはなさざるも聾啞者が慣用する符牒を借りて説明の方便とすることをば恥辱とせざるなり」(前掲 (7)、92~93ページ)
- (21) 「千八百八十八年に伊太利のミランで聾啞の大会があつて其時に聾啞の爲めには手文字というものを廃さなくてはならぬという議があつた、独逸流というのは発音一方で致します、(中略)けれども其実際を見ました所では、私が先刻申しました独逸仏蘭西に行つて困つた時には啞の人から案内をして貰うと心易く物がわかる、どうも外の人に案内をして貰うと色々気が置かれたり言葉が通ぜぬから啞の人に案内を頼んで能く分つて仕合せをしたことが、彼地でも学校では禁じて居りますから致しませぬが、外へ出ますと手真似を固よりやつて居ります、でありますから手真似を全く禁ずることは理想としては宜しゅうございますが、私共には日本国語を使つてはならぬ、独逸語を以て話せというのと同じことであると思ひます、余り一方に偏して独逸流ということは如何であるか シカゴの博覧会の時に啞ばかりから出来て居る会からして独逸政府に向つて亜米利加のように佛蘭西と独逸の折衷したるものにして貰いたいということを建白したということもあるそうでございますが、聾啞自身に取りましては理想の方でも余り喜ばしくないことがあるかと存じます、私も今それに躊躇の体で居ります」(「欧米聾啞の教育概観」(聾啞教育講演会第1回全国聾啞大会報告、明治40年2月20日発行)「小西信八先生存稿集」昭和10 (1935) 年、13~15ページ)
- (22) 前掲 (4)、183ページ
- (23) 前掲 (7)、92ページ (前掲 (20) を参照)
- (24) 前掲 (2)、61ページ
- (25) 同上、61ページ
- (26) 前掲 (5)、33ページ
- (27) 同上、34ページ
- (28) 前掲 (6)、15ページ
- (29) 「本邦盲啞教育育ての親小西信八先生の教育上の御功績並に現代稀に見る御高德は周知の事柄ではあり、且つ他の寄稿者の筆の先にも必ず現れることと思うが故に、余は殊更にそれ等を避け、時折耳にすることのある先生に対する誤解について、二三解明しようと思う。」(前掲 (5)、33ページ)
- (30) 山崎一穎「信濃教育界に於ける森鷗外 —<川井訓導事件>の波紋—」『跡見学園女子大学紀要』第28号、平成7 (1995) 年、53ページ
- (31) 前掲 (1)、373ページ
- (32) 同上、374ページ
- (33) 同上、370ページ
- (34) 前掲 (2)、61 ページ

本稿は、近畿聾史研究グループが2013年9月に発行した『聾歴史月報』63号に掲載されたレポートの転載である。そのレポートは、本文末尾で述べたように、「2013聾史セミナーin広島」でレポート発表した際にいただいた助言により一部加筆修正をほどこしており、そういった経緯から本誌に掲載していただくこととなったことを申し添える。